

令和7年度中野市特定個人情報の取扱いに係る内部監査報告書

令和7年7月15日

総括保護管理者

中野副市長 竹内 敏昭 様

監査責任者

企画財政課長 阿藤 博之

標記内部監査について、中野市特定個人情報の取扱いに係る規定第32条に基づき、下記のとおり実施しましたので報告します。

記

1 実施方針

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第12条において、「個人番号利用等事務実施者は、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない」とされている。

また、個人情報保護委員会が特定個人情報の適正な取扱いを確保するために具体的な指針として定める「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関・地方公共団体編）」では、組織的安全管理措置における組織体制の整備として、監査責任者の設置及び責任の明確化を行い、また取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを図るため、特定個人情報等の管理の状況について、定期に及び必要に応じ点検又は監査を行うこととされている。

本市では、中野市個人情報の取扱いに関する規程第6条により、企画財政課長をもって監査責任者を置き、同規程第32条により監査を実施し、総括保護管理者に結果等を報告しなければならないとされることから、本年度は下記のとおり内部監査を実施した。

2 監査の対象

被監査部門	対象事務等
子ども部 保育課	・支給認定に関する事務 ・実地監査

3 監査の実施場所及び日程

- ・ 監査日程 令和7年7月4日（金）
- ・ 事務監査場所 中野市役所 会議室 43
- ・ 実地監査場所 さくら保育園、みなみ保育園

4 監査体制

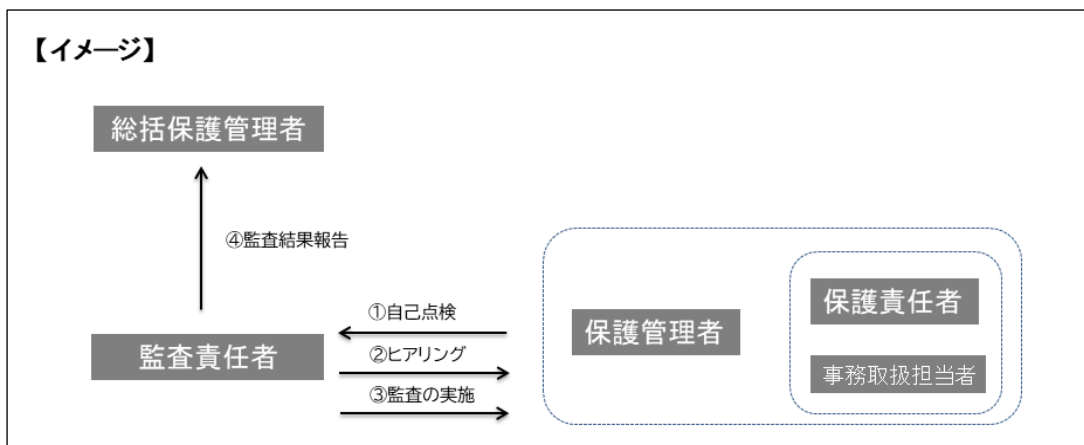
役割	所属及び役職
監査責任者	総務部 企画財政課 課長
監査実施者	総務部 企画財政課 DX 推進係長
監査実施者	総務部 企画財政課 DX 推進係 主査

5 監査における基準

- (1)行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）
- (2)特定個人情報の取扱いに関するガイドライン（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号）
- (3)中野市特定個人情報の取扱いに関する規定（平成28年11月29日訓令第4号）

6 監査手法

- (1)被監査部署においてチェックリストに基づき自己点検の実施（予備調査）
- (2)チェックリストに基づくヒアリング
- (3)監査の実施（文書類、記録類等の閲覧、実地監査）
- (4)監査結果の報告



7 監査結果

事前に実施した自己点検チェックの結果を踏まえ、個人情報保護委員会が示す特定個人情報の取扱いに係る監査項目から全16項目を抜粋のうえ、各部署における特定個人情報の取扱状況を確認した。監査項目及び改善の余地がある課題の件数については、以下表のとおりである。

監査項目	監査項目件数	課題の件数	
		保育課	
組織体制	2項目	1件	
取扱区域	1項目	1件	
取得	2項目	2件	
利用	2項目	0件	
保存	2項目	0件	
提供	2項目	0件	
削除・廃棄	2項目	1件	
物理的安全管理措置	2項目	1件	
技術的安全管理措置	1項目	0件	
計	16項目	6件	

実地監査については、「保管・管理」・「盗難・漏えい防止」を中心に全18項目を調査、現地での取扱状況を確認した。

監査項目	監査項目件数	課題の件数	
		さくら保育園	みなみ保育園
取得	2項目	0件	0件
保管・管理	8項目	2件	2件
廃棄	2項目	0件	0件
盗難・漏えい防止	4項目	2件	2件
その他	2項目	0件	0件
計	18項目	4件	4件

8 総評

事務内部監査において、上記に掲げる監査事項を確認した結果、直ちに特定個人情報の情報漏えい等のインシデントに直結するような重大な課題は確認されなかった。

事務フローについて、一部記載漏れの取扱い方法等があったことから、事務フローチャートの更改を促した。

取得する際の事務の実施手順について、正確に行われていない処理手順があったため、改善するように促した。また、特定個人情報の取扱うことができる対象者名簿に漏れがあったため、追記を促した。

実地監査において、特定個人情報を含む書類の管理方法や漏えい防止について確認を行った。問題なく管理されていたが、漏えいリスクをより一層軽減するための提案を行い、各保育園に取扱い方法の改善を促した。